

【周知依頼】令和7年度「手話の日」関連行事について

日頃より障害者施策の推進について御尽力いただいております。誠にありがとうございます。
この度は「手話の日」の行事登録について内閣府より依頼があり、御協力いただきたくご連絡させていただきました。

手話に関する施策の推進に関する法律第14条では、国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日（9月23日）を設け、国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。

つきましては、令和7年9月～令和7年10月に「手話の日」関連の行事を行っていらっしゃいましたら、添付様式にご記載の上、3月3日までに御連絡いただけますと幸いです。（※前後の月等で開催する行事についても幅広くご登録いただければと思います）

なお、ご登録いただきました案件は、内閣府HPにて3月以降に周知される予定です。
ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒御協力方よろしく願いいたします。

■参考情報

○手話に関する施策の推進（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.html>

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関1-3-1

Tel：03-3501-1737 (3731) 【課室直通】